

三月五日 會社側より別記一、通函送シタルニ 従業員側  
 ハ三月六日 更に別記二、如キ回答ヲ 會社ニ提出シ 今  
 日 會社事務所ニ於テ 双方ノ 代表者 會見交渉スルニ 入り  
 タルガ 従業員側ハ 極メテ 穩健的態度ニ 出ラタルニ 爲メ 會  
 社側ニ 譲歩シテ 大部分ノ 要求ヲ 答認シ 本日 七日 別記三  
 通函ヲ 取り交シテ 圓滿解決セリ  
 右 反中(通) 服従也

別記一

工場ノ 四答集

- 一 軍下 他下ニ 依ル 差額ノ 折中ノ 方法ヲ 計算スルコトハ 承認スルモ 倉位ノ 残数ハ 四捨五入ニシテ 計算ス
- 二 一、二、三月ノ 従業員 散片ノ 月数 年國ハ 全三月トナシ 半々月 計算ス  
ノコト  
 他ニ 未散片ナルモ 仕事ノ 相當ナル 場合ハ 右半高ヲ 取留シ 半々月ノ 状態ニシテ 計算スルコト
- 三 臨時日ノ 台券ノ 價トシ 換算ノ 計算ノ 前金ハ 承認ス
- 四 承認ス
- 五 六リ (但シ 年々 増加ノ 場合ハ 中々 事務所ニ 出スルコト)  
ノコト  
 六リ (但シ 年々 減少ノ 場合ニ 充命ニ 注意スルコト 若シ 年々 減少ノ 場合ハ 即時ニ 直シスルコト)
- 六 半挽 卸廢止ニ 依ル 失業者ノ 年高ハ 左ノ 通り
- 七 復職者ニ 對スル 日給額ハ 全三月ニ 支給ス
- 八 七名ノ 失業者ニ 對スル 年高ハ 一ヶ月九十圓ノ 前金トシ 二十ヶ月 支給スルコト

八 五五五